

## 第三セクター改革プランの進捗状況及び今後のスケジュール

弘前ウォーターフロント開発株式会社

第三セクター改革プラン	<p>〈市としての対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は施設の設置者として、他の体育施設と同様に良好な利用環境を維持する責任があることから、平成 23 年度から維持管理費の一部を指定管理料として負担している。</li> </ul> <p>〈会社に対する対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は株主として、また指定管理の指定者として、会社に対して、施設の適正な維持管理を行うとともに、平成 23 年中に、利用者の増加策や債務の対応策等についての経営改善策を提出させた。</li> </ul>
取組事項	<p>〈市としての取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金設定、活用方法、社会体育施設としてのあり方等について、検討して整理する。</li> </ul> <p>〈会社に対する取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の適正な維持管理を行うとともに、平成 23 年中に、利用者の増加策や債務の対応策等についての経営改善策を提出させ、経営再建に向うよう要請している。</li> </ul>
これまでの取組状況	<p>〈市としての取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 3 月議会の予算審議で、先に経営改善策を明らかにすべきではないかとの議論があったことなどを踏まえて、市では指定管理料を予算計上するものの議会の理解が得られるまで執行しないこととした。</li> <li>経営改善策を平成 23 年 6 月議会での説明、指定管理料の支出。平成 23 年 6 月 29 日、会社から経営改善計画の提出を受け、市で確認後、7 月 7 日開催の第三セクター評価委員会で意見を聞くとともに、7 月 13 日開催の市議会全員協議会で説明し、指定管理の協定書変更等の手続きを経て、7 月下旬に指定管理料を支出した。</li> <li>社会体育施設のあり方検討市民懇談会を設置し、市のゴルフ場として存続し、利活用について検討する旨の提言書を受理した。</li> <li>会社から債務処理計画等の記載がされた経営方策を受理し、市議会全員協議会で市民懇談会の提言書、経営方策について市の受け止め方を説明した。</li> </ul> <p>〈会社に対する取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改革プラン策定後、会社に対して、施設の適正な維持管理を行うとともに、平成 23 年中に、利用者の増加策や債務の対応策等についての経営改善策を策定したことから、指定管理料を支出した。</li> </ul>

<p>これまでの取組状況</p>	<p>平成24年度</p>	<p>〈市としての取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スナックゴルフ場を併設しゴルフ利用以外の市民が利用できるよう整備した。</li> <li>・ゴルフ場グリーンの補修、整備を市直営で実施した。</li> <li>・長期預り金の取り扱いについて会社に対処策を求めてきた。</li> <li>・指定管理の見直し時期にあたり、長期預り金、債務超過等の対応に課題を抱える会社にこのままの状態では指定管理の継続をさせることは市民の理解を得ることは困難であるため、3月議会において会社と共に対応・協議していくことを説明した。</li> </ul>
<p>改革プランの進捗状況</p>	<p>【平成25年6月27日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前ウォーターフロント開発株式会社経営検討協議会を設置し市、会社双方による協議を開始した。</li> </ul>	
<p>改革プラン推進に向けての課題</p>	<p>なし</p>	
<p>平成25年度スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き弘前ウォーターフロント開発株式会社経営検討協議会を開催し、7月末までを目途に方向性を協議する。</li> </ul>	